

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、公表します。

奈良市長

市町村名 (市町村コード)	奈良市 (29201)
地域名 (地域内農業集落名)	柳生地区 (柳生町、興ヶ原町、邑地町、柳生下町、丹生町、大保町、北野山町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年12月15日 (第1回)

注 1 : 「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

担い手はいるものの充分ではない。  
 農地集積するには条件を良くする必要がある。  
 有害鳥獣被害が深刻であるため、防除に向けた地域全体の取組みが課題であり、自治連合会と共に協議していく必要がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域の特産品である大和茶については需要が見込まれる有機農業の取組を段階的に進めるため農地の集約化を進め、尚且つ農作業の効率化を図るためスマート農業の導入を進める。  
 水稻栽培については遊休農地を極力なくすため、地区内外から農地を利用する者を確保し、地域と担い手が一体となって農地を利用していく体制の構築を図る。  
 地域のローカルブランドを立ち上げ、農産物の価値を高め農家所得の向上を図る。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	273.2 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	273.2 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積) 【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方 (範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とした。

注 : 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

<p>(1) 農用地の集積、集約化の方針</p> <p>水田利用については今後も中心経営体が担い、圃場整備等を行う。</p> <p>畑利用（茶園）については中心経営体や認定農業者が担い、圃場整備等を行う。</p> <p>農地利用は中心経営体が担うほか、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進することにより対応していく。</p> <p>地域全体で農地集積・集約化や大区画化等をすすめるため、地区全体の農地利用調整や外部の担い手の受入調整を担う組織をつくることを今後検討していく。</p> <p>中心経営体のうち5年後・10年後も地域農業を担い、持続的に農業経営を続ける認定農業者等に対し農地集積・集約化を図ることを検討する。</p>
<p>(2) 農地中間管理機構の活用方針</p> <p>農地中間管理機構のことをよく知らないで判断できないと回答する人が多かったため、農地中間管理機構について知る場を作っていきたい。</p>
<p>(3) 基盤整備事業への取組方針</p> <p>小規模な基盤整備の補助制度を活用し大区画化することで効率性をあげ農地集積につなげていく。</p>
<p>(4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針</p> <p>柳生地区内に機械の共同利用等を行うグループが3組織ある。</p> <p>これらのグループを中心に集落営農組織を立ち上げ、中心経営体に位置付けていく。</p>
<p>(5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針</p> <p>水稻作業の効率化を図るため育苗・耕耘・田植・稲刈り取り・籾乾燥作業を地域のJAまたは担い手に委託し、遊休農地の発生防止に努める。</p>

以下任意記載事項（地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください）

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④輸出	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨その他	

【選択した上記の取組方針】

①柳生地区全体で有害鳥獣（猿・鹿・猪）被害があり、電柵・防護フェンス・捕獲檻の設置等により各々対策をしているが、更なる対策として以下に取り組む。

また、鳥獣害防止対策については、個々が電柵や捕獲檻を設置するなどしており、地域ぐるみで取り組めることを検討しながら、国・県・市の事業を活用していく。

①複数の圃場を囲うフェンスを設置するなど集団的な防除を行う。

②有害鳥獣対策に関して国・県・市へ補助事業を要望していく。

③猿被害が深刻化しているので檻の設置を市へ要望するなど重点的に取り組む。